

投稿年月日	平成 21 年 4 月 15 日	投稿者	市内在住 40 代 女性
ご意見・ご提案 内 容	<p>お悔やみ情報の市ホームページへの掲載 南島原市ホームページに、『市内のお悔やみ情報』を掲載されては いかがでしょうか。南島原市のホームページを見れば故郷の知人など の状況がわかると思います。</p>		
回 答	<p>市のホームページに「お悔やみ情報」を載せるには、住民基本台帳の 情報を使用することになり、間接的に「住民基本台帳の一部の写しの 閲覧」に該当します。</p> <p>住民基本台帳法の規定により「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」 については、公益性が認められる場合に限り申出書が提出後に閲覧が 出来ます。また、手数料を閲覧した一人につき 300 円納めていただい ております。</p> <p>不特定多数の方がホームページをご覧になりますので、間接的とは 言え「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」は出来ません。</p> <p>上記のことから、貴重なご意見をいただきましたが、法律で規制さ れておりますので掲載できないことを回答します。</p>		
担当課	市民生活部 市民課		